

令和8年5月25日

射水市歌の森運動公園大型遊具等更新工事公募型プロポーザルの質問に対する回答書

質問番号	質問該当資料・ページ等	質問内容	回答
1	実施要領P1	令和8年度契約対象となる「一部遊具の撤去及び設置工事」の具体的範囲をご教示ください。	今回の見積金額限度額で、全体事業費230百万円分の全体設計を必須としており、残金額で工事を行いたいと考えています。残金額での工事内容は提案内容毎に異なるため、現時点では、具体的範囲を示すことは困難です。
2	実施要領P1	実施要領において、令和8年度契約対象として「遊具更新エリア全体の実施設計及び一部遊具の撤去及び設置工事」を行う予定と記載されていますが、当該「一部遊具の撤去及び設置工事」について、工程や予算執行等の状況により、令和9年度以降へ繰り越すことは可能でしょうか。また、繰越しが可能な場合、その際の条件や想定されている手続き等がございましたらご教示ください。	令和8年度契約対象は令和9年3月26日を終期としており、令和9年度以降への繰越は想定しておりません。やむを得ない事由が発生した場合には繰越の協議に応じます。
3	実施要領P1 1 事業概要(6)	(6) 見積金額限度額について、138,000,000円は様式第7-2号の金額でしょうか？それとも全体事業費の230,000,000円で見積もりをすればよいのでしょうか？見積限度額と全体事業費の考え方を教えてください。	本プロポーザルで提案いただく全体事業費の上限額が230百万円以内であり、その見積額及び内訳を記載する様式が様式第7-1, 7-2号となっています。また、全体事業の内、令和8年度契約対象として上限額138百万円以内で実施する内容の見積額及び内訳を記載する様式が様式第7-3, 7-4号となっています。

射水市歌の森運動公園大型遊具等更新工事公募型プロポーザルの質問に対する回答書

質問番号	質問該当資料・ページ等	質問内容	回答
4	実施要領P1 1 事業概要(6)	「見積金額限度額 138,000,000 円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）」および「全体事業費は 230,000,000 円以内とし、見積金額限度額内にて全体設計及び一部工事の契約を行い、残りの工事については別途入札により発注する予定とする」との記載について、差額である約92,000,000 円につきましては、令和9年度以降に予定されている別途発注工事に係る工事費として想定されている、との理解でよろしいでしょうか。 すなわち、当該差額分については、今後別途実施される入札により発注される工事費用であるとの認識で差し支えないか、ご教示くださいますようお願いいたします また、その92 百万円に含まれる内容の工事・業務ですでに計画、決定されている事項はあるのでしょうか。今回の提案と重複する可能性もありますので、開示できる事項があれば、お知らせ願います。	全体事業費と今回の見積金額限度額の差額が令和9年度以降の工事費であり、別途入札を考えています。現時点で差額分について決定している事項はありません。
5	実施要領P1 1 事業概要(6)	見積金額限度額 138,000,000 円以内には、既設遊具の解体撤去工事は含むものと理解していますが、既設物を移設設置すると計画した場合、その撤去費以外の移設設置費用分については、全体事業費との差額92 百万円の中での提案という認識でよろしいでしょうか。それとも138 百万内でしょうか。	いずれの工事内容についても全体事業費230百万円以内で提案いただくものとなっております。ただし、提案内容次第では、令和8年度又は9年度になると考えています。
6	実施要領P1 1 事業概要(6)	その他、水道・電気設備等の移設工事等を含めた提案を行う場合は、全体事業費との差額92 百万円の中での提案という認識でよろしいでしょうか。それとも138 百万内でしょうか。	質問番号5の回答と同じです。

射水市歌の森運動公園大型遊具等更新工事公募型プロポーザルの質問に対する回答書

質問番号	質問該当資料・ページ等	質問内容	回答
7	実施要領P1 1 事業概要(6)	審査評価は、今回の契約分138 百万円内分のみを対象とされているのでしょうか、それとも全体事業費230 百万円内を対象としているのでしょうか。ご教授願います。 また、加点対象となる場合、提案内容の規模や難易度に関わらず評価対象となるのか、あるいは独自性・利便性・安全性・景観性・維持管理性等を踏まえて総合的に評価されるのか、評価基準の考え方をご教示ください。	審査基準は、全体事業費230百万円以内を対象としています。評価基準の考え方については、実施要領P4,5の「5 企画提案の審査」に記載されています。
8	実施要領P2 2 参加資格(9)	当核協会のSP認定企業ではありませんが、国土交通省が策定した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に準拠した基準を設け、安全性の高い遊具の製造・施工実績を有している場合、SP認定企業でない場合であっても、上記指針に準拠していることを証明できれば、参加資格を満たすものと認めていただけますでしょうか。	一般社団法人日本公園施設業協会のSP認定企業又は都市公園における遊具の安全確保に関する指針や遊具の安全に関する規準に準拠した製品を納めることができれば参加資格を満たします。 上記事項について、実施要領及び様式第4号を修正しました。
9	実施要領P3 4 企画提案書等の提出について(1)③	提案書は基本的にA4 判との事ですが、A3 になる場合は折り込んで宜しいでしょうか。	問題ありません。
10	実施要領P3,4 4 企画提案書等の提出について(3)	4- (3) 実施体制表及び配置予定技術者調書に記載する事項において、施工の配置予定技術者として「現場代理人」「主任技術者又は管理技術者」等を配置することとされていますが、必要となる資格要件をご教示ください。	現場代理人の資格要件はありません。主任技術者又は監理技術者は建設業法に基づく者を配置してください。
11	実施要領P3,4 4 企画提案書等の提出について(3)	照査技術者、設計主任技術者については「設計業務等共通仕様書（令和7年8月富山県土木部）第1107条、1108 条に準ずる者」とありますが、具体的に想定される資格があれば、併せてご教示ください。	技術士、シビルコンサルティングマネージャ等を想定しています。

射水市歌の森運動公園大型遊具等更新工事公募型プロポーザルの質問に対する回答書

質問番号	質問該当資料・ページ等	質問内容	回答
12	実施要領P3,4 4 企画提案書の提出について(3)	「公園施設製品安全管理士」等の資格に代わり、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づく同等の専門資格を有する者を配置することで、設計主任技術者および照査技術者の「同等の能力と経験を有する者」として認めていただけますでしょうか。	質問内容のみでは配置技術者の要件に該当するか判断が難しいです。
13	仕様書P1 3 要求水準(1), (2)	審査基準について、仕様書にある(1)必須事項以外に、(2)提案可能事項や、全体事業費との差額92百万円の中での提案とすべき内容も含めて提案させていただいた場合は、審査、評価に反映されるのでしょうか。	本プロポーザルは全体事業費に対する全ての提案について審査を行います。
14	仕様書P1 3 要求水準(2)	(2)提案可能事項 ①(1)②、③及び④以外の遊具の設置 ②既施設設(クロスロープウェー、シェルター、水飲み)の移設 ③遊具設置等に伴う参考平面図の青枠外の附帯工 ④その他、遊具を利用するために必要となる施設の設置 は、138百万円内に含めた提案とすべきなのか、全体事業費との差額92百万円の中での提案とすべきなのかご教授ください。	全体事業費(上限額230百万円以内)の中で提案してください。
15	仕様書P1 3 要求水準(2)④	インクルーシブ遊具について、市として特に重視する機能や対象者像があればご教示ください。	特に重視する機能や対象者像はありません。
16	様式第7-1, 7-2, 7-3, 7-4号 見積書・内訳書	見積書、内訳書について、設計費用も138百万円に含めるべき内容分の設計費と、全体事業費との差額92百万円の提案分の設計を分けて記載すべきなのか、それとも設計に関する費用は全体事業費分の見積書、内訳書に記載するべきなのでしょう。ご教授願います。	様式第7-1号の設計費の見積額と様式第7-3号の設計費の見積額は同額になると想定しています。内訳書の様式第7-2号及び第7-4号の設計費についても、同様になると想定しています。

令和8年5月25日

射水市歌の森運動公園大型遊具等更新工事公募型プロポーザルの質問に対する回答書

質問番号	質問該当資料・ページ等	質問内容	回答
17	その他	地下埋設物資料（電気・給排水・基礎等）及び地盤調査報告書があれば提供いただけますでしょうか。	既にHPに掲載している資料以外は、提供できるものではありません。
18	その他	現況測量図や造成図等のCAD データ提供は可能でしょうか。	CADデータはありません。現況測量等は本工事で実施願います。
19	その他	「歌の森運動公園」の名前の由来を教えてください。	公園として利用している現在の場所は、明治時代の初期に水田化されましたが、江戸時代末期までは大沼で、その周辺には森がありその森から美しい歌声が流れ出ていたことから「歌の森」と呼ばれるようになり、これが名前の由来です。